

L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案） についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年7月8日～令和2年8月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>・日本で認められている合成添加物の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、添加物の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。</p> <p>また、複数の添加物の複合影響を確認する必要性についての見解もいただきたく存じます。</p> <p>・今回の2物質は、日本では添加物として登録されていないようですが、日本で登録されていない添加物混入品の輸入を認めるのは問題ではないでしょうか？また、輸入品には添加物として残留を認めるということは、日本でも添加物として新たに登録を認めるということになるのでしょうか？</p>	<p>・国内の食品添加物の種類及び成分数については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHO では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>・L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸の食品添加物としての指定については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。</p>

※ 頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。